

野田市郷土博物館及び野田市市民会館の管理に関する変更協定書

野田市（以下「発注者」という。）と野田業務サービス株式会社（以下「受注者」という。）とは、平成31年3月7日に、野田市郷土博物館及び野田市市民会館（以下「本施設」という。）の管理に関して締結し、平成31年3月29日に変更した野田市郷土博物館及び野田市市民会館の管理に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第55条（協定の変更）に基づき、次のとおり変更する協定を締結する。
 なお、本変更協定書は、令和元年11月20日から施行する。

（下線の部分は変更部分）

○ 野田市郷土博物館及び野田市市民会館指定管理者業務仕様書

変 更 後	変 更 前
1～4（略） 5 指定管理者が行う業務 (1)～(4)（略） (5)キャリアデザインに関する業務 ①キャリアデザインに関する業務 ア <u>キャリアデザインに関する情報を収集し、研究・分析するとともに、個人情報に留意した上で市民等のキャリアデザインに寄与するよう提供すること。</u> イ <u>キャリアデザインに関する講座等を開催すること。</u> ウ 伝統文化の伝承のための事業及び体験学習を行うこと。 エ <u>子どもたちを対象に郷土愛を育む事業を実施すること。</u> オ <u>小中学生等の職場訪問、見学、体験や大学等からの博物館実習を受け入れること。</u> カ <u>山中直治の童謡を普及させる事業を行うこと。</u> キ <u>むらさきの里野田ガイドの会と協力し、開館日の土曜日、日曜日及び休日に市民会館の見学者の案内をするとともに、郷土博物館及び市民会館を中心とした野田市内のガイドを行うこと。</u> ク <u>博物館ボランティアの運営に関すること。</u> ケ <u>市民相互の交流・連携を支援すること。</u> コ <u>市民会館利用者の支援に関すること。</u> サ <u>自主調査研究グループについて、発足後3年間サポートを行うこと。</u> ②（略） （削除）	1～4（略） 5 指定管理者が行う業務 (1)～(4)（略） (5)キャリアデザインに関する業務 ①キャリアデザインに関する業務 ア <u>キャリアデザインについての情報の収集及び提供に関すること。</u> イ <u>市民相互の交流・連携の支援に関すること。</u> ウ 伝統文化の伝承のための事業及び体験学習を行うこと。 エ 子どもたちを対象とした <u>教育普及事業</u> を実施すること。 ②（略） ③ <u>その他キャリアデザインの支援に関する</u>

6～24 (略)

業務
6～24 (略)

本協定を証するため、本書を2通作成し、発注者、受注者がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年11月20日

発注者 野田市鶴奉7番地の1
野田市
野田市長 鈴木 有

受注者 野田市宮崎210番地の5
野田業務サービス株式会社
代表取締役 今村 繁